（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

**第十六条の五**　令第十五条の十の九第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

［一～三　略］

四　令第十五条の十の九第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五　令第十五条の十の九第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

**第十六条の六・第十六条の七**　［略］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

**第二十条**　法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一・二　略］

三　法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

［(1)～(6)　略］

(7)　当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号ロ（同項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四　［略］

五　法第二十九条の二第一項第十二号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合（法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する場合に限る。）において、当該投資運用関係業務の内容に変更があったときは、当該変更に係る事項を記載した契約書の写し

ロ　新たに法第二十九条の四第一項第一号の二ただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する使用人となった者（重要な使用人である者を除く。）に係る次に掲げる書類

(1)　履歴書

(2)　住民票の抄本又はこれに代わる書面

(3)　旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六　第七条第三号の二に掲げる事項について変更があった場合（電子取引基盤運営業務を行うこととなった場合に限る。）　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　第八条第六号リ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

**第十六条の四**　令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

［一～三　同上］

四　令第十五条の十の七第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五　令第十五条の十の七第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

**第十六条の五・第十六条の六**　［同上］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

**第二十条**　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)～(6)　同上］

(7)　当該金融商品取引業者が個人であるときは、法第二十九条の四第一項第三号二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四　［同上］

［号を加える。］

五　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　第八条第六号チ(9)に掲げるものに関する届出者と特別の利害関係のない者の評価書